

令和4年第10回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和4年9月26日（月）

開催場所 富士見市役所 分館会議室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 15時00分

議長 会長 大曾根 高 男

委員出席状況

議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1番	平塚 雄一	出	8番	長堀 進	出
2番	荒井 正夫	出	9番	吉原 正美	出
3番	荻島 保夫	出	10番	横山 勝之	出
4番	村田 敏和	出	11番	大曾根 高男	出
5番	新井 稔	出	12番	星野 幸夫	出
6番	前田 利行	出	13番	荻島 康利	出
7番	柳下 稔	出	14番	大曾根 貴枝	出
出席 14名			欠席 0名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏 名	出欠	担当区域	氏 名	出欠
水谷1	田中 弥一	出	南畑1	関根 和市	出
水谷2	黒田 等	出	南畑2	石井 浩二	出
鶴瀬1	栗原 英雄	出	南畑3	萩原 好伸	出
鶴瀬2	島田 秀男	出			
出席 7名			欠席 0名		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	村木 保之	事務局主任	荒木 貢
事務局主事	麻生 優		

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

本日の総会は、農業委員数14名にて開催します。

農業委員の出席は過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

3	番	荻	島	保	夫	委員
4	番	村	田	敏	和	委員
5	番	新	井		稔	委員

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第3条第1項の規定による許可申請2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、全委員の賛成により「可」とした。

○議案第1-1、1-2は譲受人が同一のため、一括して説明します。

(事務局説明)

「申請地」… 申請地の位置をご確認ください。現地については9月14日に確認し、適正に管理されていた。

「申請理由」… 「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法3条2項要件について

①「全部効率利用要件」

- ・所有農地営農状況… 所有農地20,010㎡については適正に管理されている。
- ・農機具所有状況… トラクター1、田植機1、コンバイン1、乾燥機1、粃すり機1、軽トラック1
- ・従事人数… 世帯員2名
- ・申請地までの通作距離…

1-1	自宅から約1km
1-2	自宅から750mと550m

②「農作業常時従事要件」

- ・世帯員2名… 本人300日、妻150日

③「下限面積要件」

… 権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

- ・ 権利取得後の耕作面積… 1-1 22, 202㎡
1-2 23, 840㎡

④「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲受人を訪問し話を伺い、現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われれます。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請3件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし「適当」であるとした。

○議案第2-1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅の建築」の案件でございます。

「立地基準」

- ・ 農地区分につきましては、10ヘクタール以上の集団的に存在する農地であることから、第1種農地と判断されます。

従いまして、この第1種農地ですと、農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できるものに、住宅その他、周辺の地域の居住者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものがあり、今回の申請地は集落に接続しているため、例外規定の適用に該当すると判断されます。

「一般基準」

- ・ 汚水、雑排水については、前面道路に埋設された公共下水道管に接続し、雨水排水については、浸透トレンチにより敷地内に浸透させることとしております。
- ・ 改良区には該当しておりません。
- ・ 資金については、融資で対応することとしており、住宅ローン事前審査結果通知書の写しが提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第 2 - 2

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・周辺を県道・河川・宅地等に囲まれており、一団の農地規模が概ね 10ヘクタール未満の区域内であることから、第 2 種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水、雑排水については、前面道路に埋設された公共下水管へ接続します。雨水排水については、浸透トレンチにより敷地内に浸透させることとしております。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック 2～4 段積を設置し、土砂等の流出を防ぐこととしております。
- ・改良区からは、転用について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、自己資金及び不動産売却費用で対応することとしており、残高証明書及び不動産売買契約書の写しが提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第 2 - 3

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・周辺を県道・河川・宅地等に囲まれており、一団の農地規模が概ね 10ヘクタール未満の区域内であることから、第 2 種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水、雑排水については、前面道路に埋設された公共下水道管に接続します。雨水排水については、浸透トレンチにより敷地内に浸透させることとしております。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック 2～4 段積を設置し、土砂等の流出を防ぐこととしております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資で対応することとしており、住宅ローン事前審査結果通知書の写しが提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第3号議案

生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員の賛成により「承認」とした。

○議案番号第3-1

・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

従事者は、以前までは作付けを行っておりましたが、近年は保全管理を行うだけとなり、亡くなる直前まで行っていたとのことです。その後肺炎を患い、令和4年8月17日に亡くなりました。

現在は、お子さんにより保全管理をされているとのことです。

(担当委員からの説明)

現地の確認を行いました。事務局の説明のとおり、支障がないと思われま

日程第3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和4年8月18日から令和4年9月16日まで)

(1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1件

日程第4 協議報告事項

1. その他

議長は、令和4年第10回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年9月26日

議 長

3 番

4 番

5 番
